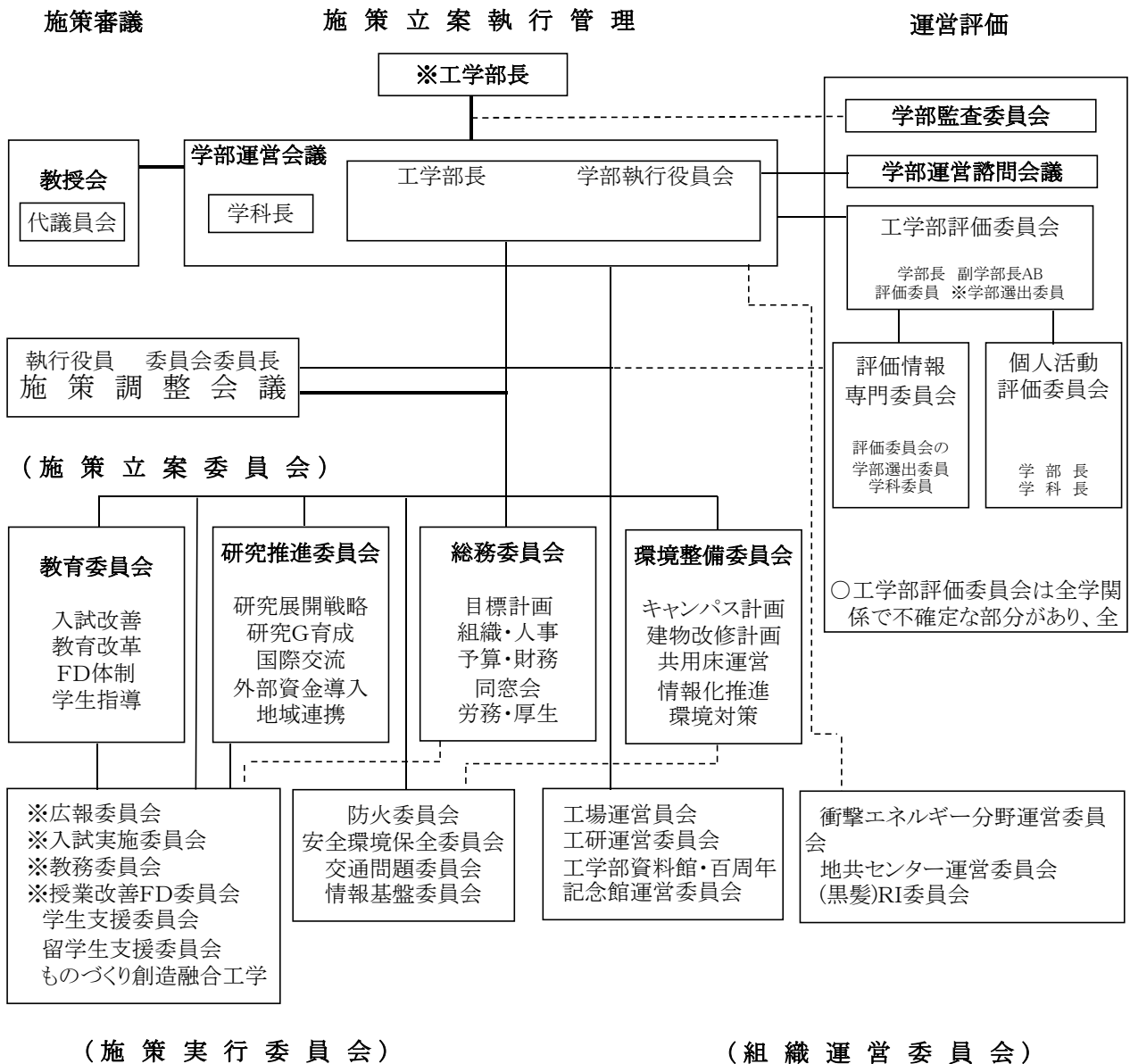


(4)平成17年度からの工学部運営組織



○各委員会について原則旧学科から一名ずつ委員を選出する。
 施策立案委員会は原則教授委員。必要に応じて学部長指名委員を加えることができる。
 ○施策立案委員の委員長は、評議員。
 ○実行委員会の委員長は学部選挙(※)又は学部長が指名。
 ○実行委員会の長は必要に応じ、関連施策立案委員会の審議に参加する。

図-1 工学部運営組織案(6次案)